

## 5. (2) 自動継続 6 カ月据置定期預金 (バリュー A) 規定

エース

### 1. (預金の預入れ等)

自動継続 6 カ月据置定期預金 (以下「この預金」といいます。) の預入れは 1 口 1 円以上 1,000 万円未満とします。当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも預入れができます。この場合、必ず通帳を持参してください。

### 2. (自動継続)

(1) この預金は、通帳記載の最長預入期限に 6 カ月据置定期預金として自動的に継続します。

ただし、継続後の元金額が前記 1. の上限金額を超えるときは、本取扱いは行わないものとします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限 (継続をしたときはその最長預入期限) までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

なお、あらかじめ指定された預金口座がある場合には、この預金は最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにその預金口座に入金するものとします。

### 3. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の 6 か月後の応当日 (継続をしたときはその継続日の 6 か月後の応当日) 以後の任意の日利息とともに支払います。

(2) 前(1)による預金 (一部引出をしたときはその引出後の預金残金。以後同様とします。) の一部引出は、預入日の 6 か月後の応当日から最長預入期限までの間に請求してください。

なお、この預金の一部引出をしたときはその引出後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

### 4. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日 (全部引出するときは全部引出日) に預入日から最長預入期限 (全部引出するときは全部引出日。ただし、最長預入期限以降に全部引出するときは最長預入期限) の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (継続後の預金については前記 2. (2) の利率。以下、「約定利率」といいます。) によって 6 か月複利の方法により計算します。

- ① 6 か月以上 1 年未満
- ② 1 年以上 2 年未満
- ③ 2 年以上 3 年未満
- ④ 3 年以上 4 年未満
- ⑤ 4 年以上 5 年未満
- ⑥ 5 年

(2) 継続を停止した場合この預金の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。

ただし、あらかじめ指定された預金口座がある場合には、この預金は最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにその預金口座に入金するものとします。

なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。

(4) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(5) この預金の預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。) の 6 か月後の応当日以降、最長預入期限前に一部引出する場合には、その利息は一部引出する元金部分について預入日から一部引出日の前日までの日数および約定利率によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金 (一部引出預金) とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、預入日の約定利率により取扱います。

- (6) この預金を共通規定 8. (1)により預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

#### 4. (通帳の効力)

最長預入期限に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載の当該預金は無効となります。

以 上